

## 身体障害者補助犬法施行後の介助犬使用者実態調査

高柳友子 東京医科歯科大学院国際環境寄生虫病学分野非常勤講師

### A. 調査目的

身体障害者補助犬法により介助犬が法制化されたが、当事者である使用者に補助犬法がどの程度周知され、どのような課題を抱えているかを知ることを目的とした。

### B. 調査方法

対象：日本介助犬使用者の会会員及び同会から呼びかけ可能な使用者16名

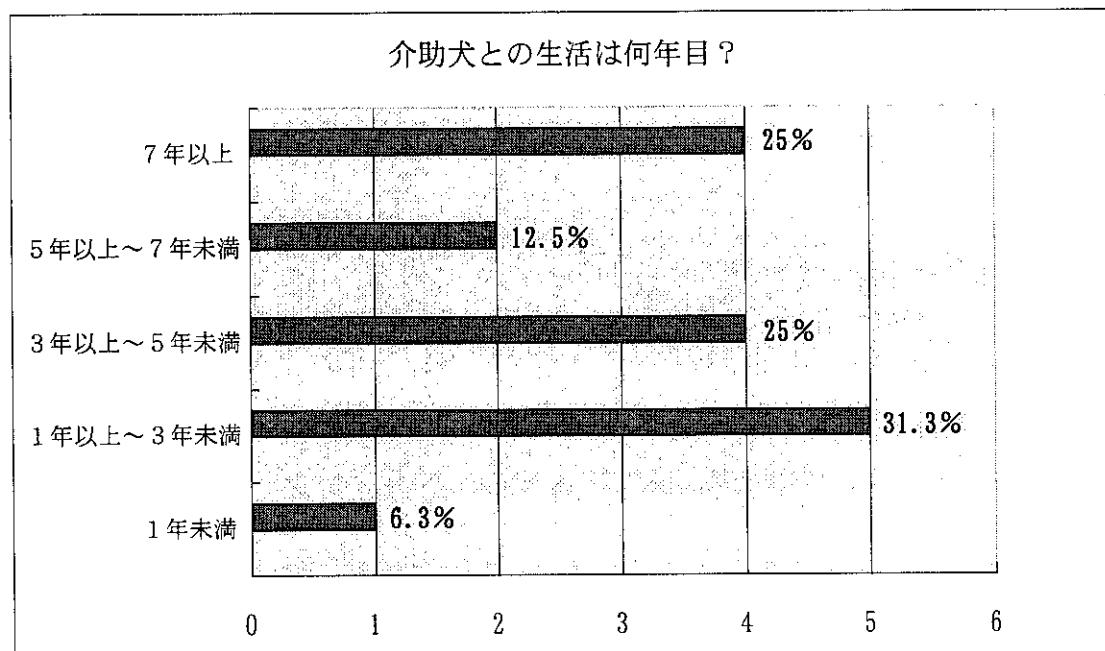
実施期間：平成14年1月（補助犬法施行3ヶ月後）

調査内容：補助犬法の周知度、介助犬との生活歴、社会への要望や補助犬法の課題等、

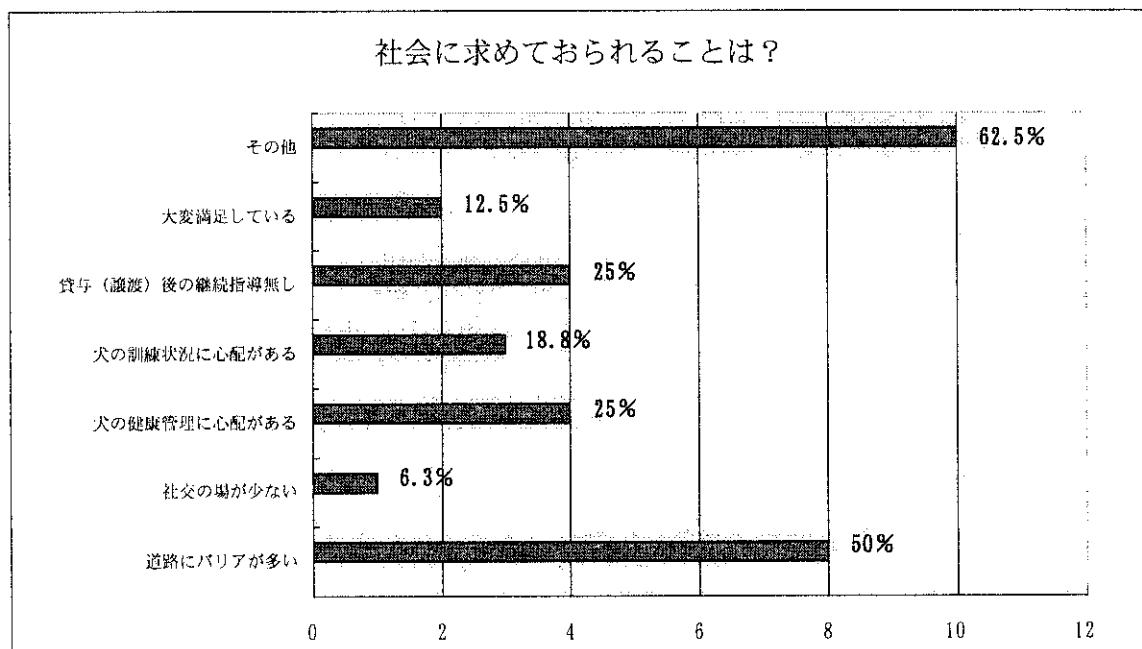
介助犬の今後の希望の有無についてのメールと聞き取りによる調査。

### C. 調査結果

16名の使用者全員から回答を得た。（回収率100%）使用者の内訳は男性11名、女性5名で、平均年齢は男性39.5歳、女性50.7歳であった。介助犬の法制化については100%が知っていた。介助犬との生活年数は、7年以上が25%、5-7年が12.5%、3-5年が25%、1-3年が31.3%、1年未満が6.3%であった。

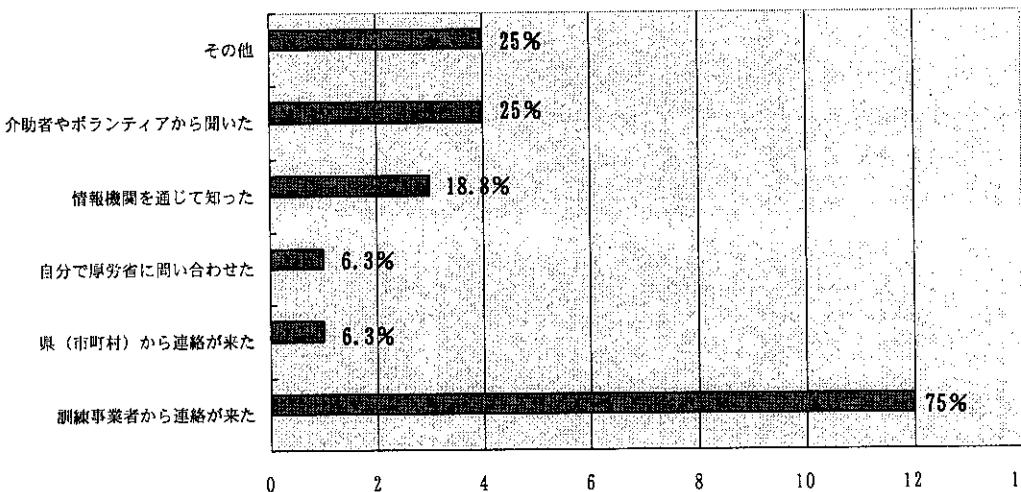


現在の状況に大変満足しているのが 25%で、要望や不満、不安としては、道路にバリアが多いことが 50%、犬の健康管理に心配があるが 25%、継続指導がないが 25%、犬の訓練状況に心配ありが 18.8%、社交の場が少ないが 6.3%で、その他が最も多く内容としては、「障害者本位の訓練・育成をしてほしい」「リハビリテーションセンター等の関与により、介助犬が単なる利口な犬ではなく、障害者の自立手段であることについての社会及び事業者の理解不足」「犬の福祉に反する訓練方法についての異論」「介助犬はペットではないという社会的理の不足」「育成団体同士の連携体制の不足」「訓練事業者及び認定法人の地域格差のない普及の希望」「良質な訓練事業者と訓練士の質の確保の必要性」「社会での受け入れマナーの啓発」などについての要望が挙げられた。



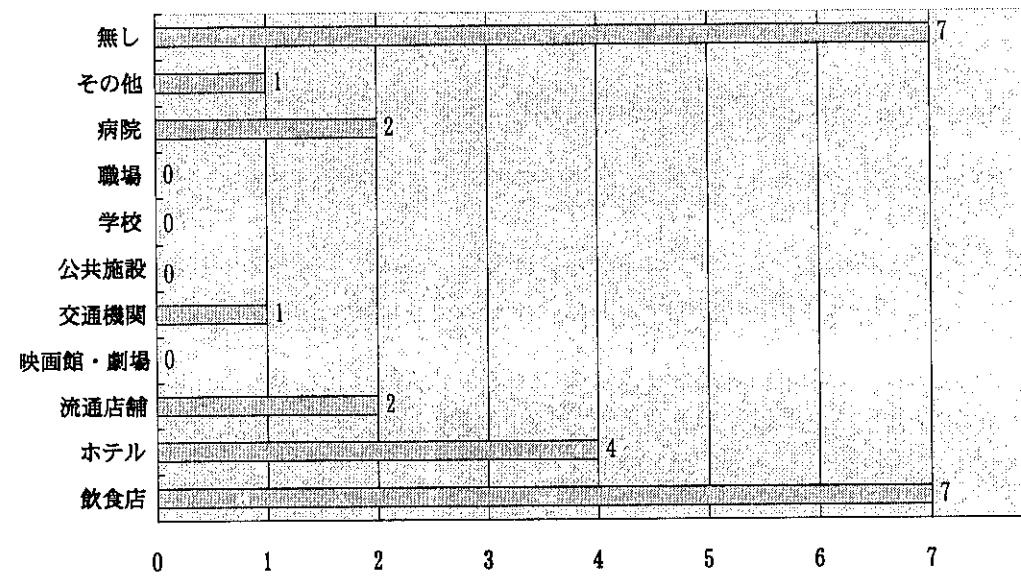
認定法人が存在しない段階では、介助犬使用者は補助犬法附則第三条による届け出を行わなければならぬことになっているが、これについては 100%が知っており、全員が届け出を行っていた。どのように附則第三条を知ったかについては、事業者からの連絡でが 75%と最も多く、次に介助者・ボランティアから聞いた 25%、情報機関を通じてが 18.8%、自分で厚生労働省に問い合わせた 6.3%、県から連絡が来た 6.3%、その他が 25%であった。

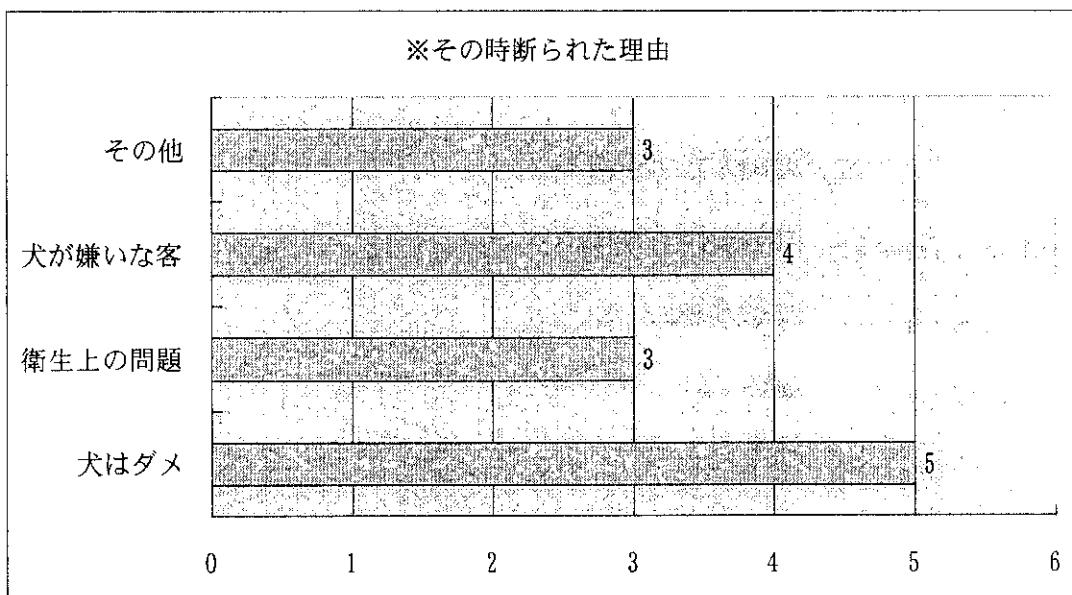
### 届け出をどのように知りましたか？



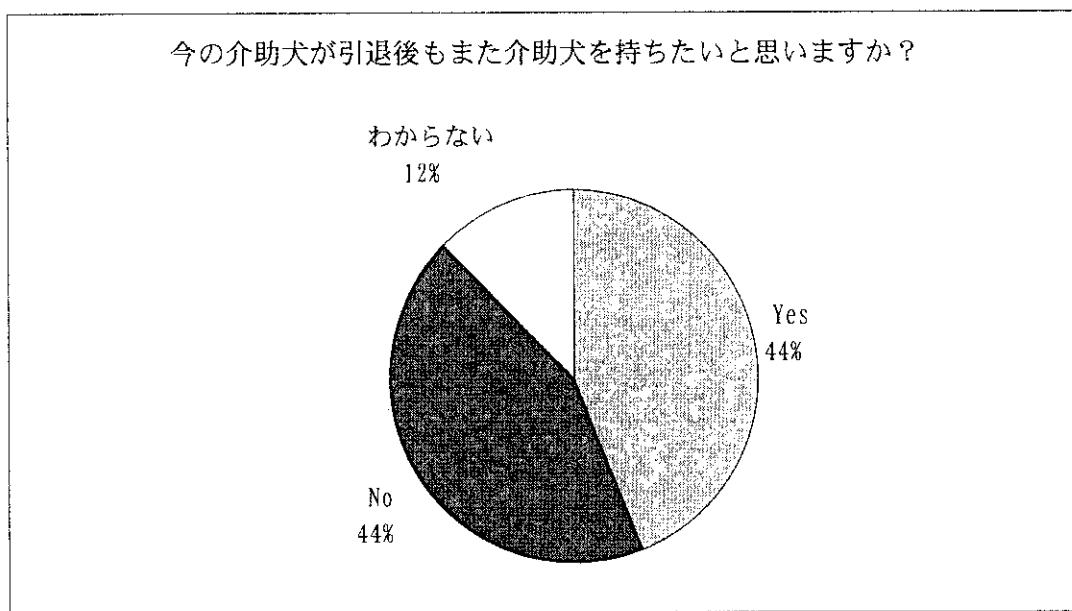
補助犬法施行後、同伴受け入れ拒否を経験したか？では、なしが 43.8%だったが、あったとした中では、飲食店 43.8%、ホテル 25%、流通店舗 12.5%、病院 12.5%、交通機関 6.3%であった。拒否されたときの理由は、犬はとにかくダメが 31.3%、犬が嫌いな客もいるからが 25%、衛生上の問題としたのが 18.8%でその他が 18.8%であった。

### 補助犬法施行後、入店拒否等ありましたか？





介助犬が引退しても、また介助犬を持ちたいと思いますか？については、持ちたいが 44%、持ちたくないが 44%、わからないが 12% であった。持ちたい理由としては、「必要不可欠だから」「緊急事態に頼りになるから」「犬と共に生活できる喜びが大きい」「生活が明るくなり QOL が向上する」の回答であった。持ちたくない理由は、「大変だったから」「訓練事業者の財政的不安定性についての不安と育成団体の趣旨への疑問（募金が主な目的になっているようでおかしい）」「障害の進行に伴う介助動作の対応への不安」「一人で犬の世話を出来ないため介助者に負担をかける」「高齢のため無理」、迷っている（わからない）理由としては、「介助犬の世話が体力的に困難になることが予想されるから」「生活上必要だが、介助犬の広報活動などの二次的負担が大きい」が挙げられた。



#### D. 考察

厚生労働省に届け出を行っている介助犬使用者は 29 名であるが、その半数以上である 16 名の介助犬使用者に調査をすることが出来、100%の回収率を得られた。

補助犬法の周知度は高く、附則第三条の届け出も全員が行っていた。75%が届け出については事業者からの連絡で知っていたが、100%ではなかった。

継続指導体制や犬の健康状態について不安を持っている使用者が 25%、道路などの環境にバリアを感じている使用者が 75%であった。意見としては、社会においても訓練事業者にも「利口な犬」ではなく、障害者の自立手段の一つとしての理解を得たいとの意見が出された。

補助犬法施行後も飲食店、ホテル、病院等で同伴拒否にあってはいる例があった。

介助犬を再希望する使用者は 4 割に留まったが、前研究班の調査結果から、希望しない使用者は継続指導を受けられていない使用者であることがわかった。

#### E. 結論

補助犬法の周知度は高く、附則第三条の届け出及び表示も徹底しているといえるが、未だ社会的受け入れには課題があり、さらに訓練状況、継続指導体制に不満や不安を持つ使用者が半数近くあることから、介助犬を持ち続けたいと希望する使用者が半数を切った。継続指導を受けていない使用者が「再希望なし」としていたことから、継続指導体制の徹底は、障害者にとって有効な介助犬育成において最も重要なと考えられた。

補助犬法施行後の更なる社会的受け入れ体制整備と啓発、及び訓練事業者の安定性や専門性の確保、継続指導体制や訓練内容の質の確保についての強化が必要である。

# 身体障害者補助犬法施行後の法学的及び社会的課題についての考察 —「障害のあるアメリカ人法」(ADA)と比較しつつ—

青木人志 一橋大学大学院法学研究科教授

## (研究要旨)

身体障害者補助犬法の比較法的特質を整理し、同法の完全施行後、焦点のひとつになると予想される「補助犬同伴者を受け入れる義務」の具体的な内容を考えるために、アメリカ合衆国司法省の「障害のあるアメリカ人法」(Americans with Disabilities Act=ADA) 執行報告書に現れた紛争事例や判例を調べた。米国の経験は身体障害者補助犬法の「権利法」の側面を重視する立場からは、権利実現システムを含め学ぶべき点が多い。ただし、両国の法は規定の違いがあるので、わが国がまったく同一の対応をする必要はない。

## A. 研究目的

比較法学の立場から、アメリカ合衆国の「障害のあるアメリカ人法」(ADA)と比較しつつわが国の身体障害者補助犬法の特質と課題を整理し、とくに補助犬同伴者を受け入れる義務の具体的な内容について、アメリカ合衆国の経験をヒントに考察する。

## B. 研究方法

研究方法は以下の3つを併用した。

- ① ADA および身体障害者補助犬法およびその関連領域についての文献調査。
- ② アメリカ司法省のウェップサイトに公開されている諸文書、とくに「ADA 執行報告書」(Enforcing the ADA: A Status Report from the Department of Justice) にあらわれた補助動物 (service animal) 関係紛争事例の網羅的調査。
- ③ LEXIS (アメリカ法データベース) を使った補助動物関連の判例検索。

## C. 研究結果

### 1. 身体障害者補助犬法と ADA の比較

身体障害者補助犬法の内容を、ADAと比較すると、つぎのような比較法的な特質がある。

- ① 身体障害者補助犬法は補助犬の育成と使用の両段階に関わる法律であるのに対し、ADAは補助動物の使用段階にのみ関わる。
- ② 身体障害者補助犬法は補助犬の公的認定制度を柱とする「行政的事前規制」重視の法律であるのに対し、ADAのもとでは補助犬（補助動物）の公的認定制度は存在せず、紛争は「司法的事後解決」が基本となる。ただし、後述するように、紛争の訴訟（判

決)による解決を基本にしつつ、和解や調停という手段による柔軟な解決が多数行われている。

- ③ 身体障害者補助犬法は、補助犬、とりわけ介助犬の育成・管理について医学的（リハ医学・獣医学・公衆衛生学などを含む）統制を想定しているのに対し、ADAは差別禁止法（権利法）であって、医学的な問題とは無関係である。管轄はわが国では厚生労働省、ADAは連邦司法省である。
- ④ 身体障害者補助犬法で補助犬使用者の公共交通機関や商店などへのアクセスが保障されたが、同法はそのような権利を実現するための特別の執行システムを備えていない。これに対し ADA は補助動物使用者のみならず包括的な障害者差別禁止法であり、その執行（障害者の権利実現）については、司法省が積極的に関与する多様なシステムが準備されている。司法省はみずから当事者として、差別者に対して訴訟を提起したり、同人と和解(settlement)したりすることができるほか、裁判所の友（アミカス・キューリエ）として意見書を提出したり、紛争当事者となった障害者からの申し立てを受けて、司法省と契約しているプロの調停人による調停(mediation)をサポートしたりする。

## 2. 身体障害者補助犬法の2つの目的とその関係

身体障害者補助犬法には、次のような、2つの大きな目的がある。

＜目的1＞良質な身体障害者補助犬の育成

＜目的2＞身体障害者補助犬同伴者の施設利用等の円滑化

第1の目的については、とくに介助犬の場合は、リハ医学を中心とした患者（補助動物使用者）の評価とアドバイス、獣医学・公衆衛生学の観点からの犬の評価といった広義の「医学的配慮」が重要である。第2の目的は、「身体障害者補助犬同伴者の施設利用等の円滑化」、すなわちアクセス保障である。この点は法制定の重要な眼目であるが、その十分な実現には、身体障害者補助犬とその使用者を受け入れる側の意識改革も必要となろう。本年10月に全面施行を控え、上述の2つの目的を「ともに活かす」運用と将来の制度設計が望まれる。

これらの2つの目的は、通常は前者が後者を促進するという関係にある。衛生的で良くしつけられた良質な身体障害者補助犬であれば、交通機関や商店をはじめとする一般社会の受け入れもそれだけ容易になることは、あきらかだからである。

しかし、「医学的配慮」と「権利性」という2つの側面は、矛盾・衝突することもありうる。まず、マクロ的にみると、育成段階での医学的ハードルを高くすればするほど身体障害者補助犬育成のコストが上昇し、それだけ身体障害者補助犬の供給が減り、使用者も限られてしまい、結果として身体障害者の権利実現に寄与する度合いは少なくなろう。また、ミクロ的な場面でも、たとえば、医療的な観点からは介助犬使用が適切でない障害者が、

公衆衛生や訓練の点で問題のない介助犬入手を希望したらどうするか、といった問題が生ずることが予想できる。

このような場面をどう調整するか、とくに医療的配慮の位置づけは難問であるが、身体障害者補助犬法が身体障害者の QOL の向上を目的とした法律であるかぎり、医学的統制はあくまでも権利法の枠内で行われるべきである。つまり、補助犬の育成・使用に関与する医学・獣医学・公衆衛生関係者は、障害者本人の自己決定を助ける専門的医学情報提供者（一種の「パートナー」）として位置づけられるべきである。

### 3. 身体障害者補助犬法の全面施行後の課題：「受け入れ」はどうすればいいのか？

身体障害者補助犬法をめぐっては、理論的課題と実践的課題、短期的課題と長期的課題、医療法的課題と権利法的課題、といった対抗軸で問題を整理することが可能である。

たとえば、理論的課題というのは、今回認められた身体障害者補助犬同伴者の交通機関や商店へのアクセス保障は、いかなる性質の権利で、どのような射程をもち、憲法や法律のどの条文に関わる問題なのかということなどである。これを一種の人権であると理解し、「移動の自由」（「交通権」？）と名づけたとして、それは憲法 22 条を根拠とするのか、それとも、第 13 条の幸福追求権から出てくるのか、はたまた第 25 条の生存権の問題なのか。このような点をどう理論的に理解するかによって、権利の性質も射程も、微妙に変わってくるだろう。このような理論的検討は、将来、日本版の包括的な障害者差別禁止法の制定が検討されることになったとしたら、その予備作業としての実践的意味ももつだろう。

以下、本稿では、法の完全施行を目前とした実践的課題のうち、現実性・緊急性がとくに高い施設等への「受け入れ義務」（アクセス保障）の具体的な内容はどのようなものかという問題を考えてゆく。

介助犬についての啓発活動を行っている「日本介助犬アカデミー」の事務局には、法の全面施行を前に、「受け入れ」の問題について、事業者からの相談が数多く寄せられているという。たとえば、昨年 9 月から 1 か月あまりの間に寄せられた相談の詳細は、下記のとおりである。

\*\*\*\*\*

#### 日本介助犬アカデミーの相談対応事例

（電話とメールのみ 2002.9.1～10.8 合計 581 件）

##### ① 事業者からの受け入れ方についての相談 26 件

内訳 区役所 7 件 病院 4 件 住宅管理 2 件 飲食店 1 件 コンビニ 2 件 デパート 3 件  
宿泊施設 4 件 水族館 1 件 娯楽施設 1 件 特殊法人 1 件

内容

- ・ 表示方法についての問い合わせ：ペットとの見分け方
- ・ ペット禁止のマンションで「これは介助犬」と言う障害者が入居しているが…

- ・ 犬アレルギーの方に配慮して補助犬同伴可席と不可席を設けることの妥当性
- ・ 病院での受け入れ対応について
- ・ 水族館で展示されている動物の反応は？
- ・ 錢湯に入っている間犬はどこに置けばよい？
- ・ 宿泊施設（飲食店）で畳の場合の対応方法

**② 法施行の問題点について・メディアからの問い合わせ 8件**

内容 法施行後に認定機関がないことの問題点についての取材

**③ 障害者からの相談 13件**

内訳 使用者 7件 介助犬希望 4件 相談・苦情 2件

内容

- ・ 附則第三条表示方法確認、盲導犬表示方法についてのクレーム（大きすぎる、不便）
- ・ 介助犬希望 どこにどのように依頼すればよいか教えて欲しい
- ・ 現在飼っている犬を介助犬にしたい
- ・ 介助犬をペットショップで 150 万円で売りつけられそうになった

**④ 介助犬同伴可ステッカー希望 51件**

内訳 自治体 23件（区役所 12件 県市町村・社協・公立施設 11件）一般店舗 25件 病院 3件

**⑤ その他 483件**

一般問い合わせ 393件 卒論等研究協力依頼 23件 講演依頼 9件 取材依頼 18件 総合学習 16件 トレーナー志望相談 14件 訓練事業（訓練士養成）開始相談 4件 育成団体 3件 不審相談 3件 障害者ではないが、自分の犬を補助犬として認めてもらうにはどうしたらよいか？2件 表示は自分で勝手に作って良いと聞いたが本当か？1件

（介助犬アカデミー事務局の御教示による。）

\*\*\*\*\*

上にみるように、受け入れについて問い合わせの主は、区役所、病院、住宅管理、飲食店、コンビニ、デパート、宿泊施設、水族館、娯楽施設、特殊法人などと幅広く。また相談の内容も、「ペットとの見分け方、ペット禁止のマンションで「これは介助犬」と言う障害者が入居しているがどうしたらいいか、犬アレルギーの方に配慮してレストランに補助犬同伴可席と不可席を設けることの妥当性、病院での受け入れ対応について、水族館で展示されている動物の反応はどうか、銭湯に入っている間犬はどこに置けばよいか、宿泊施設（飲食店）で畳の場合の対応方法はどうか、など多岐にわたっている。

これらの相談事例の一覧からは、身体障害者補助犬法が、「身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない」（第7条、第8条、第9条）という抽象的な文言で規定した「受け入れ」の具体的な方法について、現在、事業者や施設の側で相当の困惑が存在していることが見て取れる。

#### 4. 「受け入れトラブル」防止のヒント：ADAの経験に学ぶ

さて、このような困惑を少しでも減らし、法施行後の円滑な受け入れを行うためには、アメリカ合衆国の経験が参考になる。

### ① ADA 執行報告書に掲載された紛争事例

1990 年に出来た ADA のもとでは、補助動物同伴者の施設利用が広汎に規定され、すでに 10 年を超える執行過程で、受け入れをめぐる紛争事例とその解決が、かなり多数蓄積されている。アメリカ合衆国司法省が 1994 年以来 3 ヶ月ごとに公表している ADA 執行報告書（2002 年 7 月・9 月分までが現在公表されている）を網羅的に調べたところ、総計 54 件の補助動物同伴障害者の受け入れをめぐる紛争例とその解決内容が報告されていた。その一覧は後掲のとおりである。

米国司法省は、ADA の執行のために、差別を受けたという障害者からの申し立てを受けて、みずから訴訟や和解の当事者となり、あるいは、申立人と被申立人の間の紛争を解決するためのプロの調停者を紹介（費用は司法省が負担する）ことにより、積極的にトラブル解決に関与している。実体的権利のみならず、そのような権利執行のための手続システムが念入りに作られていることが、ADA の大きな特質である。ただ、司法省はいわば「障害者の側に立って権利実現に手を貸す」立場であるから、その執行報告書から事例を拾うと必然的に障害者側が「勝った」事例ばかりになることに注意を要する。

執行報告書にあらわれた具体的な紛争発生場所は、レストラン、バス会社、ホテルやモーテル、病院、衣料品店、食料品店、ゴルフコース、日焼けサロン、ショッピングモール、リゾート施設などである。

このうち、レストランでの補助動物同伴での入店拒否事例が、とくに多い。すべてのケースにおいて、レストランは入店拒否の非を認め方針を変更（または再確認）し、そのうえ従業員教育を実施したり、謝罪したり、損害賠償を支払ったりしている。謝罪や従業員教育の約束といった柔軟な解決が可能なのは、これらの事例のほとんどが、和解・調停といった ADR（裁判外紛争処理手続）を通じて解決されているからである。

わが国でも、盲導犬同伴でのレストラン利用の拒否事例は多いので、身体障害者補助犬法の全面施行を控え、補助犬同伴者の権利について事業者への周知を徹底する手段が積極的に講じておく必要があろう。

また、レストランや食料品店にまして、衛生面の配慮から受け入れに苦慮するのは病院であろう。この点について、ADA の運用はどうなっているだろうか。病院に関する事例は、次の 3 件が報告されている。

＜事例 1＞精神病院で研修している補助犬同伴のインターン生に、病院は自分のオフィス内でだけ同伴するよう求めた。重度の行動障害のある子どもが収容されている病棟と、往診先の主が犬の立ち入りを拒否したときは同伴不可とし、その他は同伴可とすることで合意。（1998 年、後掲一覧ケース 21）

＜事例 2＞メリーランド州の病院は、息子の MRI 撮影に補助動物を同伴した母親の同伴を認めず、また、別の患者の入院居室内での補助動物を認めなかった。前者のケースについては 37000 ドルの賠償、後者については入院居室内での補助動物同伴の絶対禁止方針の修正に合意した。(2001 年、後掲一覧ケース 38)

＜事例 3＞眼科開業医が聴導犬使用者の診察室への入室を拒否した。同医師が、ビルの入り口と病院のフロントデスクに補助動物同伴者歓迎と表示し、従業員教育を実施し、手話通訳者リストを備え、医師会のニュースレターに ADA について寄稿し、次期総会で障害者問題の弁護士に講演してもらうことを提案し、聴導犬団体に寄付をするということで合意。

(2001 年、後掲一覧ケース 47)

これらからわかるように、ADA のもとでは一般の開業医（ただし事例は眼科）の場合、診察室にまで当然補助犬を同伴でき、入院施設をもつ病院でも、入院居室内での同伴が許される場合があることがわかる。

このほか、レース商品を扱う衣料店が補助動物同伴の車椅子利用者の入店を拒否した事例（後掲一覧ケース 32）なども参考になる。このケースの和解内容によると、レースのような精巧で壊れやすい商品を扱う店であっても補助動物同伴の入店を拒否できず、「店舗内に通路を作る」となっている。この事案の詳細は不明であるが、通路設置のために建物の改装を要求したものではなく、商品等を移動するだけで通路を作ることができた事例なのではないかと推測される。

## ② 司法省が関与せず障害者側が敗訴した訴訟事例

上のような事例がたくさんある一方で、司法省が後ろ盾にならず、個人で訴訟を起した事例の中には、障害者の敗訴例もあるので、2 例を紹介する。

### ＜障害者敗訴例 1＞ カンサス連邦地方裁判所 1995 年 8 月 25 日判決

車椅子を使用し介助犬を同伴した障害者女性が、病院（「リバーサイド病院」という名前）の緊急処置室（ER）で治療を受けている婚約者に面会を求めたところ、病院職員に入室を断られた。当該女性は ADA 違反の差別であるとして病院を訴えたが、カンサス連邦地方裁判所は、1995 年 8 月 25 日判決において、この訴えを斥けた。判決文はこう述べている。

「補助動物は何千というアメリカ人にとって社会へのアクセスの重要な手段になっている。ADA に反映した連邦政府の方針は、このようなアクセスを支持している。しかし、この方針は、無制限なものではない。その方針は、患者たちの健康と安全を危険にさらすことを病院に強要するものではない。提出された証拠によると、リバーサイド病院の動物のアクセスについての方針は、ADA に違反していない。」

なお、このケースにおいては、当該病院の職員は、病院は ER を含む「ノン・パブリック・エリア」を設けており、「ここから先は患者以外立ち入り禁止」(Patients Only Beyond This Point)という表示もあった。

このケースからわかるることは、ADAで強力な権利を付与された米国の補助犬同伴者といえども、「公衆に開かれていない」エリアには、同伴での立ち入りを許されないという当たり前の事実である。わが国でも病院における類似の「立ち入り規制」を、補助犬同伴者についてのみ特別に解除する必要はない。

#### ＜障害者敗訴例2＞ ウェスト・ヴァージニア州最高裁 2001年10月23日判決

本事例は、「適切に訓練された(properly trained)補助動物である場合を除きペット飼育を禁止する」という趣旨の規約がある賃貸住宅で犬を飼っていた聴力障害者（被告）を、住宅管理会社（原告）が訴えた裁判の上訴審判決である。被告の障害者は、その犬は聴導犬であると主張したが、そのような訓練を受けた犬であるとは証拠上まったく認められなかった。

障害者側は、「適切に訓練された」動物であることを要求する規約は、連邦法（ADA）に抵触違反していると主張したが、裁判所は、ADA上、「補助動物」（service animal）の定義が、障害者のために仕事をしたり任務を果たしたりするために「個別に訓練された」（individually trained）盲導犬・聴導犬・介助犬などでなければないと規定されていることを指摘し、「個別に訓練された」という連邦法の条件のもと「適切に訓練された」ことを要求しても、連邦法への抵触は起こらないと判断した。また、裁判所は、当該障害者が補助動物を必要としているかどうかについて、専門知識のある医師の意見を求めるのが理にかなっているとした。

この事例からは、補助動物の公的認定制度がなく、障害者自身が補助動物であると申告すれば基本的にアクセス保障が得られるアメリカ社会においても、なんら訓練されていない動物は特別の保護対象とならない場合が当然あり、その判断をする訴訟の場においては障害に詳しい医師の専門的判断が参考にされるということである。つまり、最終的には、裁判所は「権利性」のみならず「医療性」にも目を配ったわけである。ただ、前述のとおり、両者のバランスが「行政的事前規制」ではなく、「司法的事後規制」によってはかられるところがアメリカ的なやりかたである。

#### ③司法省の事業者啓蒙活動

ADAの執行状況との関係で、もうひとつ指摘しておきたいことは、米国司法省が事業者（「レストラン、ホテル、タクシー、シャトル、食料品店、デパート、病院、診療所、劇場、ヘルスクラブ、公園、動物園を含む」と明記）にむけて、具体的な受け入れの方法を述べた啓蒙活動を行っていることである。司法省が出している事業者むけの説明（ADA Business Brief）によると、ADAのもとにおいて、事業者は次のような受け入れ対応を求められる。

- ① 補助動物ですか、何をする動物ですかとたずねることはできるが、当該動物のIDカード

ドの提示を求めたり障害の内容についてたずねたりしてはいけない。

- ② 補助動物同伴の障害者は、追加料金をとられず、他の客とまったく同一に扱われる。ただし、たとえばホテルなどで、補助動物が通常は客に弁償を求める程度の損害を与えたときは、障害者が賠償責任を負う。
- ③ 動物がコントロール不能で飼い主が有効にコントロールできないとき（たとえば映画館で吠え続けるなど）、および、他人の健康と安全に直接の脅威になるとき以外は、補助動物を退去させるよう障害者に求めることはできない。
- ④ 上の場合、事業者は当該障害者が補助動物なしに買い物やサービスを受けられるように代替手段を講じなければならない。
- ⑤ 食料品を扱う店で、衛生当局からの指導により動物の立ち入りを禁止されている場合であっても、公衆に開かれた場所（public area）への補助動物の立ち入りを認めなければならない。
- ⑥ 事業者は、動物のケア、食べ物、排泄場所の提供はしなくていい。
- ⑦ アレルギーと犬嫌いは、一般に、補助動物同伴者のアクセスと同人へのサービス提供を拒否するための有効な理由にはならない。
- ⑧ ADA違反者には損害賠償と罰金が科される。

このような指示は、具体的でたいへんわかりやすいので、わが国の法執行当局も大いに学ぶべきであろう。

なお、この「ADA Business Brief」の原文は、本稿の最後に資料として添付しておくことにする。

#### D. 考察

以上、一部考察をまじえつつ、身体障害者補助犬法とADAを比較してみた。2つの法律は性質も中味も違うので、「どちらが優れている」という単純な比較をすべきではないが、「権利法」という側面からは、ADAの執行状況は大いに参考になる。今後、補助犬同伴者の権利を大切にした受け入れをしたいと希望する事業者にとっては、上記の事例の実体的解決や司法省の手続的介入システムが参考になるだろう。

ただし、法律学の観点からは、注意すべき点が少なくとも2点ある。

第1点は、わが国の身体障害者補助犬法とADAでは、受け入れを拒否できる条件について、法律条文上の相違があることである。法律論としてはこの点を十分に踏まえておかなければならぬ。

つまり、身体障害者補助犬法は、第9条において、「身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受ける恐れがある場合その他やむを得ない理由ある場合」は同伴を拒否できることにしているが、ADAにおいては、同伴でのアクセスを拒否できるのは「他者の健康または安全に直接的な脅威」となる場合だけである。

また、第2点は、「同伴でのアクセスを拒否できる」条件と、「いったん入店（入場）した同伴者に補助動物の退去を求めることができる」条件は区別すべきことである。

第1点について言えば、わが国の法律の文言は、拒否可能な条件をADAよりあきらかに広く規定しており、そのぶん、「適法に同伴を拒否できる」ケースも多いはずである。たとえば、法文起草にかかわった衆議院法制局の担当者（奥克彦氏）の解説文では、

- ① 犬が著しく不衛生である場合
- ② 犬が攻撃的な態度をみせている場合
- ③ 犬アレルギーの者がおり身体障害者補助犬の同伴を拒んでいる場合

などは、同伴立ち入りを拒否できるとされている。今後の啓蒙活動も、こういった違いを踏まえて行うべきである。

第2点については、入店・入場した補助犬同伴者に、補助犬（もしくは本人）の退去を求めることができる条件は、業態によって異なるだろうが、「非障害者の客に退去を求めることができる基準」と基本的に同一だと考えるべきであろう。たとえば、上述のアメリカ司法省の指示に即していえば、映画館の中で犬が吠えても、ADAのいう「他者の健康または安全に直接的な脅威」とはならないが、映画館で騒ぎ続ける客がいたら退去を求めるのが当然であるから、その同一基準を適用して、犬の退去を求めることが可能なのである。大切なのは、あくまでも、「補助犬を同伴していない客と同じ条件」で扱うということである。

#### E. 結論

以上の検討から、次の3点をもって結論とする。

- ① 身体障害者補助犬法の全面施行後は、その特質を活かしつつまずは同法を「動かし」、より良いものへと「育てあげて」ゆくべきである。
- ② 現在、アクセス保障の具体的な意味について、事業者や社会の困惑が存在しているので、ADAの経験に学びつつ、その具体的な意味を日本法の条文に即して再構成しなければならない。
- ③ 将来的には、ADAのもとでの権利執行に学び、わが国でも実体面と手続面の両面にわたり権利実現システムを整備してゆくべきである。

#### 〈参考文献〉

高柳哲也編『介助犬を知る』（名古屋大学出版会。とくに奥克彦氏執筆部分）

竹前栄治・障害者政策研究会編『障害者政策の国際比較』（明石書店）

日本弁護士連合会人権擁護委員会編『障害のある人の人権と差別禁止法』（明石書店）

河野正輝・関川芳孝編『講座・障害をもつ人の人権①』（有斐閣）

青木人志「介助犬と法—比較法的基礎調査」一橋大学研究年報・法学研究 34

<アメリカ司法省ウェップサイト>  
<http://www.usdoj.gov/crt/ada/adahom1.htm>

**U.S. Department of Justice**  
Civil Rights Division  
*Disability Rights Section*



---

## Americans with Disabilities Act

# **ADA Business BRIEF: Service Animals**

Service animals are animals that are individually trained to perform tasks for people with disabilities such as guiding people who are blind, alerting people who are deaf, pulling wheelchairs, alerting and protecting a person who is having a seizure, or performing other special tasks. Service animals are working animals, not pets.

Under the Americans with Disabilities Act (ADA), businesses and organizations that serve the public must allow people with disabilities to bring their service animals into all areas of the facility where customers are normally allowed to go. This federal law applies to all businesses open to the public, including restaurants, hotels, taxis and shuttles, grocery and department stores, hospitals and medical offices, theaters, health clubs, parks, and zoos.



**Caption: Businesses that serve the public must allow people with disabilities to enter with their service animal.**

- Businesses may ask if an animal is a service animal or ask what tasks the animal has been trained to perform, but cannot require special ID cards for the animal or ask about the person's disability.

- People with disabilities who use service animals cannot be charged extra fees, isolated from other patrons, or treated less favorably than other patrons. However, if a business such as a hotel normally charges guests for damage that they cause, a customer with a disability may be charged for damage caused by his or her service animal.
- A person with a disability cannot be asked to remove his service animal from the premises unless: (1) the animal is out of control and the animal's owner does not take effective action to control it (for example, a dog that barks repeatedly during a movie) or (2) the animal poses a direct threat to the health or safety of others.
- In these cases, the business should give the person with the disability the option to obtain goods and services without having the animal on the premises.
- Businesses that sell or prepare food must allow service animals in public areas even if state or local health codes prohibit animals on the premises.
- A business is not required to provide care or food for a service animal or provide a special location for it to relieve itself.
- Allergies and fear of animals are generally not valid reasons for denying access or refusing service to people with service animals.
- Violators of the ADA can be required to pay money damages and penalties.



**Caption: Service animals are individually trained to perform tasks for people with disabilities.**

If you have additional questions concerning the ADA and service animals, please call the Department's ADA Information Line at (800) 514-0301 (voice) or

(800) 514-0383 (TTY) or visit the ADA Business Connection at [ada.gov](http://ada.gov).

Duplication is encouraged. April 2002

---

[Acrobat \(PDF\) version for printing](#) | [Acrobat PDF version for viewing \(screen resolution - faster download\)](#)

[Return to ADA Business Connection](#)

[Return to ADA Home Page](#)

last update April 26, 2002

No	年	方式	場所・業種	事業の概要	解決内容	備考
1	94	和解	ドラッグストア	補助動物入店拒否	方針変更	チエーン店
2		和解	レストラン	聴導犬入店拒否	方針変更 従業員教育	チエーン店
3		和解	ホテル	補助動物同伴者に部屋のノミ駆除の消毒代金を追加請求	今後は請求せず パンフの記述変更 従業員教育 250 ドル賠償	
4	95	和解	地下鉄店舗	聴導犬入店拒否	差別しないという文書掲示 現在と将来の従業員教育 500 ドル賠償	他の客から苦情 店主は盲導犬だけ可と誤解
5		和解	サービス・ステーション	(詳細不明)	補助動物同伴障害者にサービス・ステーション内の開かれた全エリアの使用をみとめる	9店まとめての和解
6	95	和解	モーテル	聴導犬同伴のカッブルの宿泊拒否 「ペットはダメ」	今後宿泊施設を経営するときは補助動物同伴者歓迎を掲示 証明書なしで施設利用可	すでに経営者がされた旧経営者が従業員教育 各自 250 ドルの賠償
7	96	和解	日焼けセンター	盲導犬同伴拒否	視覚障害者への適切な補助 盲導犬どこでもOK 従業員教育 2名に各 1000 ドル賠償	従業員教育は視覚障害の啓蒙
8		調停	レストラン	聴導犬入店拒否	補助動物入店可掲示 従業員教育 謝罪状 200 ドル賠償	ADA
9		和解	レストラン	(詳細不明)	補助動物同伴客の利用を認め建築障害除去	
10	97	和解	レンタカー会社	補助犬使用者の空港シャトルバスへの乗車拒否	同伴乗車可といいう方針の確認 3人に 6000 ドルの賠償	
11		和解	レストラン	補助動物入店拒否	全店舗に補助動物同伴歓迎掲示 証明不要 従業員教育 1000 ドル賠償	
12		和解	スーパーマーケット	(詳細不明)	全店舗に補助動物同伴可の方針 従業員教育	教育内容は ADA
13		調停	レストラン	介助犬入店拒否	全店舗に補助動物歓迎の掲示 オーナー謝罪 オーナー自身と従業員が ADA 学習 レストラン業界に経験を伝え ADA につき啓蒙する 补助動物慈善組織に寄付	

14	調停	美容院	補助動物同伴者の拒否	各従業員にADA遵守を文書で通告 従業員に司法省FAQを読んでそのとおりにするという書式へのサンクを求める 機物のための慈善組織に500ドル寄付
15	和解	ホテル	補助動物同伴者に追加料金	ADAに従つた方針採用 保証金を取らない 方針を全従業員に配布しホテルフロントの目立つ場所に掲示
16	和解	レストラン	補助動物同伴の夫婦の入店拒否	方針変更 証明書不要 同伴可の掲示 従業員教育 1000ドル賠償
17	調停	レストラン	補助動物同伴者の入店拒否	方針変更 No dogs are allowed except those assisting people with disabilities の掲示 定例会議で毎月ADA問題を話し合う
18	和解	Newaygo 郡当局	(詳細不明)	郡の建物や郡の活動への補助動物同伴の参加をみるとめるという方針の文書化 補助動物であるかどうかは質問可だが証明不要 郡当局者にも周知 建物に掲示 求めに応じて配布
19	和解	シャトルバスサービス	補助動物同伴者の乗車拒否 「盲導犬でないからダメ」	方針変更 1000ドル賠償 5000ドルの民事罰金も同時に和解
20	98	和解 ピーチ・アパート	盲導犬使用者に好みの部屋を貸さない	補助動物同伴者の利用歓迎 7500ドル賠償
21	和解	精神病院	補助動物同伴のインターーン生(医者のタマゴ)にオフィスの外への同伴を認めず	①重い行動障害のある子どもを収容している病棟と②往診時に往診先の主が犬を中心に入れないとときは、同伴不可。他は可。
22	和解	レストラン	補助動物同伴者入店拒否(地元の保健機関から「盲導犬だけ可」と誤った情報を伝えられていた)	保健機関の長が全レストランオーナーに向けて訂正 ピラの配布 レストランオーナーの謝罪方針変更 啓蒙ビデオを購入し全従業員教育
23	和解	レストラン	盲導犬同伴者拒否	補助動物同伴者歓迎掲示 全従業員教育

24	99	調停	リムジン・サービス	補助動物同伴者から追加料金	オーナーは自社方針違反をみとめる 従業員に方針を伝える 苦情申立人を1回無料で乗せる
25		調停	レストラン	補助動物同伴者の車椅子使用者の入店拒否	オーナー謝罪 ADA 遵守約束 従業員教育内容は ADA と補助動物
26		調停	レストラン	聴導犬同伴者に退去要求	マネージャ謝罪 ADA 違反認める 全スタッフにADAと補助動物を周知させるため掲示 レストランのニューズレターに記事を書く
27		調停	理髪店	補助動物同伴者の理髪拒否	理容師謝罪 補助動物同伴者の入店認める 50ドルの賠償
28		調停	レストラン	盲導犬同伴者の入店拒否	方針変更 障害者歓迎の掲示 オーナーは1日盲導犬学校で過ごす 従業員教育 33000 ドル賠償
29		調停	レストラン	補助動物同伴者の入店拒否	方針変更 オーナーと従業員に ADA 教育 250ドル賠償
30		調停	食堂	補助動物同伴者の退去要求	謝罪 オーナーと従業員に ADA 教育 50 ドル賠償
31	00	和解	モーテル	補助動物同伴者の利用拒否	補助動物同伴者の利用可とする方針採用 従業員教育 500 ドル賠償
32		和解	衣料品 (レース)	補助動物同伴者の車椅子利用者の入店拒否	補助動物を排除するのをやめる 店舗内に通路を作る 100 ドル賠償
33		調停	自動車牽引	補助動物の牽引トラック同乗拒否	方針変更
34		調停	チエーン店	補助動物同伴入店拒否 品物選びをアシストせず	謝罪 従業員教育 リーガルフィード 3500 ドル賠償 チェーン店の業種詳細不明
35		調停	店	盲導犬同伴拒否	将来は補助動物入店可 従業員教育を即座に実施 オーナーと従業員が謝罪 200 ドル賠償 店の業種不明